

単位:万円

特 別 会 計						
会 計 名	歳入 43億6,970万円			歳出 41億9,176万円		
	決算額	前年度	対前年比	決算額	前年度	対前年比
御代田財産区	5,065	12,713	-60.2%	4,974	12,591	-60.5%
小沼地区財産管理	376	602	-37.5%	319	572	-44.2%
住宅新築資金等貸付事業	1,977	2,278	-13.2%	1,976	2,246	-12.0%
国民健康保険	138,310	129,553	6.8%	130,219	119,234	9.2%
老人保健医療	93,547	91,671	2.0%	93,033	91,618	1.5%
介護保険事業	85,099	85,455	-0.4%	82,077	82,144	-0.1%
御代田町簡易水道事業	9,487	14,020	-32.3%	8,513	13,020	-34.6%
小沼地区簡易水道事業	12,468	12,096	3.1%	11,148	11,598	-3.9%
公共下水道事業	86,552	106,473	-18.7%	82,881	105,759	-21.6%
農業集落排水事業	3,068	3,276	-6.3%	3,035	3,267	-7.1%
個別排水処理施設整備事業	1,021	1,035	-1.4%	1,001	1,023	-2.2%
合 計	436,970	459,172	-4.8%	419,176	443,072	-5.4%

単位:万円

平成19年度 起債残高(普通会計)	
62億95万円	
借入先内訳	金額
政府資金	212,119
公営企業金融公庫	154,985
市中銀行	108,877
その他	144,114
合 計	620,095

単位:万円

平成19年度 起債事業	
事業名	起債額
臨時財政対策債	18,070
施設整備事業債(一般財源化分)	410
一般単独事業債	370
公共土木施設等災害復旧事業債	2,330
農地農林施設災害復旧事業債	580

※起債残高…町が借りているお金の返済残金

※普通会計に含まれるものは、一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計と小沼地区財産管理特別会計です。

【特別会計】
特別会計は11会計で、それぞれ目的に沿った事業を推進しました。
このうち、御代田財産区特別会計では、19年度にも用地を売却しましたが、18年度に大きな用地の売却があったため、前年比7,648万円、60.2%の大幅な減少となりました。
小沼地区財産管理特別会計は前年度に県の補助を受け、森林造成事業を実施しており、前年比226万円、37.5%の減少となりました。
国民健康保険特別会計は保険給付費等の増により8,757万円、6.8%の増となっています。
御代田簡易水道特別会計は配水管布設替工事の減などにより前年比4,533万円、32.3%の減となっています。

ました。前年比2億2,261万円、22.5%の増加となりました。
消防費は前年比4,257万円、18.4%増で、消防団員の退職報償金、消防機材の購入などによるものです。
教育費は前年比5,708万円、10.8%増となりました。これは中学校改築事業経費などによるものです。
減少した科目では、土木費が前年比4,225万円、14.3%減となりました。住宅新築資金、公共下水道など特別会計への繰出金の減少が主なものです。
衛生費は浅麓環境施設組合への負担金が増加したものの、一般廃棄物処理経費が減少したことにより、前年比3,704万円、9.8%減となりました。
議会費は前年比124万円、1.7%減となりました。これは、議員定数の削減による報酬等の減少が主なものです。

健全化判断比率

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	10.0	-

※数値は暫定値のため、変更されることがあります。

資金不足比率

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率
御代田町公共下水道事業特別会計	-
御代田町農業集落排水事業特別会計	-
御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計	-
小沼地区簡易水道事業特別会計	-
御代田町簡易水道事業特別会計	-

【健全化判断比率】

① 市町村や道府県の財政破たんを防ぐため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、平成19年度決算から各指標の公表が義務付けられました。

① 実質赤字比率

普通会計の収支から算定しますが、黒字となつているため数値なしとなりました。

② 連結実質赤字比率

特別会計を含めた全会計の収支から算定しますが、すべての収支が黒字のため数値なしとなりました。

③ 実質公債費比率

一般会計が負担する借金返済額の割合で、全体の公債費や公債費へ充当された負担金などから算定し、10.0%となりました。この数値は長野県内で8番目に健全な団体となっています。

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率で、全体の負債、第三セクターや土地開発公社等を含めた負債の重さを示すものですが、当町は第三セクターへの負担がないことや基金残高が多いことなどで数値なしとなりました。

⑤ 資金不足比率

各指標とあわせて、公営企業会計における資金の不足率を算出するものです。各会計で資金の不足額が生じていないため、数値なしとなっています。

各指標において、「早期健全化」と「財政再生」の二つの基準が設けられており、基準を超えるると外部監査や財政健全化計画策定など健全化に向けた対策が必要となります。

御代田町は各指標において基準を下回っているため、健全な財政状況となっています。

こんにちはは農業委員会です

御代田町農業委員会事務局 32-3111 (内線27・64)

農地法転用許可後は地目変更登記を忘れずに！

農業委員会では、毎月定例会を開催し、農地法の申請が出された案件を審議しています。

このコーナーで何回かお知らせをしています。提出される『許可後の計画変更申請』を見てみますと、以前に住宅敷地や資材置場などとして許可を受けて、登記簿がそのまま農地になっていることがあります。

農地法第5条の許可が出て、農地の売買などが成立し、目的の事業が完了した後は、必ず所有権移転(名義変更)登記と地目変更登記を行ってください。

農地法第4条は、自己所有農地の転用許可です。地目変更登記をしながらも、生活に影響はないと考えている人が多くいるようですが、やはり地目変更登記は必要です。

登記に関しては、不動産業者が仲介している場合、所有権移転登記だけを行い、地目変更登記をしないケースが目立ちます。

このことが原因となつてしまった相談が、最近いくつありましたので、一例を紹介します。

Aさんは所有する農地を、自動販売機置場と駐車場にするため、平成11年に農地法第4条許可申請をし、許可を得ました。この土地は、現況地目が『雑種地』になりましたが、地目変更登記をしませんでした。

その後何年か販売を続けましたが、販売が不振だったことから、自動販売機を撤去し、更地の状態にしました。先日になって、この土地を他の用途で使用したいと相談がありました。しかし、農地法で転用を許可した目的が違つたために地目変更登記ができません。

この場合は、『許可後の計画変更申請』をし、新たに農地法の許可を受ける必要があります。

この例のように地目変更登記の手続きをしませんと、登記簿上は農地のまま将来にわたつて変わりがありませんのでトラブルになる可能性があります。

転用後は、速やかに地目変更登記の申請の手続きを法務局で行ってください。